希望者のみ申請してください

令和６年度小学校新１年生の
保護者のみなさまへ

就学援助　新入学学用品費の入学前支給のご案内

港区教育委員会

港区では、お子さまが安心して学習ができるよう、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者の方に、ご家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の経費の一部を援助する就学援助という制度があります。

就学援助の支給費目のうち、新入学に必要な学用品や通学服等の購入経費を補助する新入学学用品費については、小学校の入学前に支給します。

内容をよくお読みのうえ、**ご希望の方は、期限までに必ず申請してください。**

また、**令和６年４月の小学校入学後も引き続き就学援助の受給を希望される場合には、入学後も忘れずに申請してください**（入学後の申請書類は別途案内されます）。

１　援助を受けられる方

以下のすべてに該当する方は申請ができます。

（１）港区にお住まいの方

（令和６年４月の小学校入学前に港区外に転出する方は申請できません）

（２）お子さまが令和６年４月に学校教育法第１条に規定する小学校または義務教育学校の前期課程に入学予定の方

≪注意≫

令和６年４月に学校教育法第１条に規定する学校として認められていないインターナショナルスクール等に入学を予定している方や、入学前に港区外に転出する予定の方は申請しないでください。上記事実があった場合は、新入学学用品費を返還していただくことになります。

（３）令和５年度就学援助の準要保護に該当する方

（「２　準要保護に該当する方」をご参照ください）

※　生活保護を受けている方は、生活保護費から同様の費用が支給されます。そのため、入学前支給の申請の必要はありません。

２　準要保護に該当する方

以下のいずれかに該当する方は就学援助の準要保護の認定となります。

（１）児童扶養手当を受けている方

※　母子または父子家庭等の経済的自立と生活の安定を図るための手当です。児童手当とは異なります。

（２）令和４年中の所得額が基準所得額に該当する方

※　所得額　①給与所得者の場合は、源泉徴収票の『給与所得控除後の金額』

②事業所得者の場合は、『年間総収入から必要経費を差し引いた金額』

なお、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある場合は、所得額から10万円控除した額とします。

※　援助を受けられる目安となる基準所得額は、家族構成・年齢・18歳未満の子の人数により、各ご家庭で異なります。目安の所得額を超える場合でも、審査を希望される方は申請してください。なお、基準所得額は生活保護基準をもとに算出しています。

※　家族構成は、原則として住民登録によりますが、保護者の方が単身赴任している場合等は、構成員に含めます。なお、申請書に記載の家族構成が住民登録と異なる場合は、状況の確認のため、生計関係の確認をさせていただくことがあります。

《例》

世帯人数	家　族　構　成　（モデルケース）	基準所得額の目安
２人	母30歳・子（新小１＝６歳）	約288万円以下
３人	父35歳・母30歳・子１人（新小１＝６歳）	約350万円以下
４人	父40歳・母40歳・子２人（小２＝８歳、新小１＝６歳）	約405万円以下
５人	父40歳・母40歳 子３人（小３＝９歳、新小１＝６歳、３歳）	約471万円以下

【所得状況の確認】　※書類の提出が必要になる場合があります。必ず確認してください。

○　就学援助の基準所得額審査には、生計が同一の家族全員の令和４年分の所得状況の確認が必要になります。

※　生計が同一の家族のうち、１名でも所得申告、または書類の提出がない場合は、認定審査が行えず、支給することができません。ご注意ください。

※「家族の状況」に記載された方のうち、税法上の控除対象配偶者や扶養親族として申告されていない方については、全員所得申告、または書類を提出してください。

※　申請以降の追加書類については、郵送、持参以外にも、ＬｏＧｏフォームにより提出ができます。詳細については、右の二次元コードをご参照ください。

※　修正申告等を行い、所得額に変更があった場合は、認定結果が変わる可能性がありますので、必ず問い合わせ先までご連絡ください。

（１）令和５年１月１日現在、港区内にお住まいの方の場合

申請画面の同意欄へ同意（紙の場合、申請者（保護者）欄へ署名）していただくことにより、港区が持つ税情報等を利用して認定審査を行うことができます。まだ、申告がお済みでない場合は、直ちに申告してください。

（２）令和５年１月１日現在、他の区市町村（港区以外）にお住まいの方の場合

次の①・②の書類のうち、いずれか１つの書類を提出してください（コピー可）。複数名分を申請する場合も、１人につき１枚書類を添付してください。

①　令和４年分の「確定申告書」の控え（税務署の受付印のあるもの、または電子申請の受付通知が添付されているもの）

②　前住所地の令和５年度の「住民税課税（非課税）証明書」（扶養及び総所得金額等の記載のあるもの）

令和５年１月１日現在お住まいであった区市町村で、交付を受けられます。

※　住民税の申告をしていないと発行されません。
所得がない場合でも、申告をする必要があります。

（３）令和４年中に海外勤務等で、税の申告義務がない方は別途必要書類があります。問合せ先にご連絡ください。

３　支給額・支給時期

支 給 額：６４，３００円（定額）
支給時期：令和６年２月下旬（予定）
支給方法：振込先口座欄に記載された口座に振り込みます。

※　入学許可書等を学務課学事係に提出されていない方は、１月中旬までに右記の二次元コードから電子申請で提出してください。進学先が未確定の場合や学務課で進学先が確認できない場合は、振込みが遅れる場合があります。

４　申請方法・期限（希望者のみ）

ＬｏＧｏフォームによるオンライン申請（日本語のみ）

港区ホームページ＞子ども・家庭・教育＞学校・幼稚園・教育＞就学援助＞就学援助費＞新入学学用品費の入学前支給＞ＬｏＧｏフォームによるオンライン申請から申請ができます。

（右の二次元コードからも申請できます。）

申請期限：令和６年１月１２日（金）

※ＬｏＧｏフォームによるオンライン申請ができない方

申請書と提出用封筒をご自宅に郵送します。教育委員会事務局学務課学校運営支援係（03-3578-2731）にご連絡ください。

申請書は提出用封筒に封入し投函してください。令和６年１月１２日（金）必着です。

５　認定結果のお知らせ

申請内容を審査のうえ、援助を受けられるかどうかを決定します。認定結果のお知らせは、令和６年２月中旬に申請者（保護者）あてに郵送する予定です。

６　小学校入学後の就学援助手続き【必ずご確認ください】

○　新入学学用品費の入学前支給を受けた場合でも、入学後の学用品費や給食費などの「令和６年度就学援助」の受給を希望される場合には、入学後に別途申請していただく必要があります。忘れずに申請してください。

○　世帯の状況や令和５年の所得額によっては、今回の認定結果と令和６年度就学援助の認定結果が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

○　今回の新入学学用品費の入学前支給を受けた場合、令和６年度就学援助で準要保護認定とされても、新入学学用品費は支給されません。

○　新入学学用品費の入学前支給を申請しなかった場合でも、令和６年度就学援助を申請し、令和６年４月から準要保護認定された場合は、同様の金額を支給します。

７　その他

○　このご案内と申請書は英語版があります。ご希望の方は、学務課へお問合せください。

○　An English edition of this notification and application are available. Please contact the School Affairs Section if required.

申請書記入例

※添付書類については、申請書裏面 必要書類 をご確認ください。

入学予定児童	(港区立)・(　　)立 みなと 小学校入学予定	フリガナ ミナト　リョウコ 氏名 港　良子 (生年月日 平成●・○・×)	※太枠内をボールペンで記入してください。 記入日 令和 ● 年 ● 月 ● 日

港区長
港区教育委員会　あて

私は、下記により新入学学用品費の入学前支給を受けたいので、必要書類を添えて申請し、下記事項について承認します。
1 認定にあたっては、港区が持つ世帯員の住民登録情報、税情報、生活保護受給情報、児童扶養手当受給情報の利用に同意します。
2 支給される就学援助費は、私の下記の口座に振り込んでください。
3 申請・認定状況及び学校への入学状況について、学校長に通知することに同意します。
4 小学校入学前に港区外に転出した場合や学校教育法第１条に規定する学校として認められていないインターナショナルスクール等に入学した場合で、港区の就学援助費の受給要件を欠いたとき、受給した就学援助費を港区に返還します。
5 転入・転出等に際して、就学援助の受給状況について、他の区市町村と必要な情報交換を行うことに同意します。
6 各種制度の利用に際して、就学援助の受給状況について、関係各課と必要な情報交換を行うことに同意します。

申請者（保護者）			
フリガナ ミナト　タロウ 氏名 港　太郎	配偶者の有無 (有)・無	児童との続柄 (父)・母 その他（　）	
住所 港区 芝公園１－５－２５ 令和5年1月1日現在の住民登録地（現在と異なる場合のみ記入） （転入年月日　・　・　）			
自宅電話 ０３（３５７８）２１１１ 携帯電話 ０９０（○○○○）×××× 児童扶養手当の受給（　有　・　無　） 証書番号（受給有の場合はご記入ください） （証書番号　　）			

振込先口座									
みなと (銀行) 信用金庫 信用組合 芝公園 支店									
金融機関コード	○	○	×	△	支店コード	○	×	△	
普通預金口座	口座番号	○	×	○	×	×	×	△	
口座名義（カタカナ）	ミ	ナ	ト		タ	ロ	ウ		
申請者本人に限る									

家族の状況（申請者及び対象の入学予定児童も記入してください）

生計が同一の家族及び同居する親族全員	氏名	申請者との続柄	生年月日	職業	令和４年の所得	生計関係	居住
1	港　太郎	本人（申請者）	昭和○○年 ○月 ×日	会社員	(有)・無		
2	港　花子	配偶者	昭和○○年 ○月 ×日	パート（　学校　年）	(有)・無	(同)・別	(同)・別
3	港　一郎	子	平成○○年 ○月 ×日	学生（○○大学　学校　年）	(有)・無	(同)・別	同一・(別)
4	港　次郎	子	平成○○年 ○月 ×日	学生（みなと中　学校 3 年）	有・(無)	(同)・別	(同)・別
5	港　良子	子	平成○○年 ○月 ×日	学生（みなと小　学校 新1年）	有・(無)	(同)・別	(同)・別
6			年 月　日	（　学校　年）	有・無	同一・別	同一・別
7			年 月　日	（　学校　年）	有・無	同一・別	同一・別
8			年 月　日	（　学校　年）	有・無	同一・別	同一・別

備考欄（「単身赴任により別居」等、特記すべき事項がある場合はこちらに記入してください）
一郎は○○市にひとり暮らしだが、扶養しているため生計同一。アルバイト収入あり。

必ず署名をしてください。

住民登録をしている住所を記入してください。（住民登録上の住所が現住所と異なる場合、現住所をご記入ください。）

令和５年１月１日現在、他の区市町村（港区以外）にお住まいの方の場合、別途書類の提出が必要になります。詳細は【所得状況の確認】をご確認ください。

生年月日は西暦で記入することもできます。

「家族の状況」欄には、生計が同一の家族及び同居する親族全員を記入してください。同一生計の単身赴任者、別居中の配偶者がいる場合は、その人も含めて記入してください。

振込先口座は、申請者本人の口座を指定してください。※ゆうちょ銀行の口座への振込を希望される方は、通帳見開き下ページにある銀行使用欄に記載されている振込専用の「店名」「店番」「口座番号」を確認のうえ記入してください。

別居中の配偶者や扶養親族がいる場合、生計関係が別、居住が別の世帯員がいる場合は、その理由を備考欄に記入してください。必要に応じて学務課から状況の確認、追加の確認書類の提出を求める場合があります。

提出前にご確認ください

- □ 「１　援助を受けられる方」に該当していますか？
- □ 太枠内を全て記入しましたか？消せるボールペンや鉛筆で記入していませんか？
- □ 申請者（保護者）欄に署名していますか？
- □ 振込先口座の名義人は、申請者と同一ですか？
- □ 複数名分申請する場合、１人につき１枚ずつ申請書を提出していますか？
- □ 「家族の状況」欄には生計同一及び同居する親族全員について記入していますか？
- □ 【該当者のみ】生計同一の世帯員全員について（別居者・扶養親族含む）、所得申告、または所得が確認できる書類を同封していますか？
- □ 【該当者のみ】別居の配偶者や家族がいる場合、備考欄にその理由等を記入していますか？

＜問合せ・提出先＞
港区教育委員会事務局 学校教育部 学務課 学校運営支援係
〒105-8511　港区芝公園 1-5-25　港区役所７階
TEL　０３（３５７８）２７３１